

議

長 休憩を解いて再開します。

(13時00分)

日程に入る前に、連絡事項を申し上げます。令和2年度会計の決算認定が提出されておりますので、鍵和田毅志代表監査委員に議場への出席をいただいております。

それでは午後の会議を開きます。

お諮りします。日程第4「認定第1号令和2年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第12「認定第9号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までは、監査委員の決算審査意見書が一括提出されておりますので、一括議題とし、町長の提案説明の後、監査委員の審査報告をお願いします。その後、各会計別に担当課長の細部説明、質疑、討論、採決の順に、個別に審議を進めさせていただきたいと思っております。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。一括議題、個別審議とすることに決定しました。

議

長 日程第4「認定第1号令和2年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5「認定第2号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6「認定第3号令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7「認定第4号令和2年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第8「認定第5号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第9「認定第6号令和2年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第10「認定第7号令和2年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第11「認定第8号令和2年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第12「認定第9号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 ただいま議長から一括議題という御指示をいただきましたので、認定第1号

から第9号までの提案説明をさせていただきますが、認定第4号の上水道事業会計の提案説明だけがほかの8会計と異なっておりますので、全て朗読させていただきます。認定第4号を除く8会計につきましては提案説明が同じですので、初めに認定第1号令和2年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定については全て朗読させていただきます。第2号の国民健康保険事業特別会計から第8号の用地取得特別会計までは提案説明を省略させていただきます。第9号後期高齢者医療特別会計は最後になりますので、全て朗読させていただきます。このような要領で説明をさせていただきます。

それでは、1枚目の認定第1号から順次提案させていただきます。認定第1号令和2年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について。令和2年度松田町一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり松田町会計管理者から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方自治法第233条の第3項の規定により認定されたい。令和3年9月13日提出、松田町長 本山博幸。

続きまして、認定第2号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。続きまして、認定第3号令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

続いて、認定第4号令和2年度松田町上水道事業会計利益の処分及び会計の認定について。令和2年度松田町上水道事業会計決算が別冊のとおり松田町環境上下水道課長から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度松田町上水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和2年度松田町上水道事業会計決算を認定されたい。令和3年9月13日提出、松田町長 本山博幸。

認定第5号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第6号令和2年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。続いて、認定第7号令和2年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第8号令和2年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。最後になります。認定第9号令和2年度松田町後期高

齡者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり松田町会計管理者から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方自治法第233条第3項の規定により認定されたい。令和3年9月13日提出、松田町長 本山博幸。以上のとおりでございます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。